

人を、想う力。街を、想う力。

三菱地所グループ

2018年4月3日

報道関係各位

三菱地所株式会社

「三菱地所グループ 人権方針」の制定について

三菱地所グループは、社会の一員として、人権尊重の重要性を改めて認識し、グループ企業だけでなく、あらゆるステークホルダーの基本的人権を尊重する責任を果たすことを目的として、2018年4月1日に「三菱地所グループ 人権方針」を制定しました。

近年、グローバル化の進展により企業活動が国境を越え、企業の社会的責任（CSR）は高度化・国際化しています。2015年に国連で「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、投資家からも環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）に配慮する企業を選別投資する「ESG投資」の機運も高まっています*。

*CSR:Corporate Social Responsibility、SDGs : Sustainable Development Goals、E : Environment、S : Social、G : Governance

当社グループは、これまでも「人権・ダイバーシティの尊重」を謳い「三菱地所グループ CSR 調達ガイドライン」を制定するなどし、事業活動を通じて人権や環境に配慮して参りましたが、当社グループの事業等から派生する全ての関係者の人権まで配慮するという点が、以前より一層踏み込んだ内容となります。

三菱地所グループ 人権方針（抜粋）

三菱地所グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。

三菱地所グループは、他者の人権を侵害しないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を最小化すること、そして事業活動を通じて積極的に人権尊重の実践を広げていくことに取り組んでいきます。

三菱地所グループは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスを行うことにより対処します。三菱地所グループは、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、その効果を高めるため、問題点があれば、これを継続的に改善していきます。

三菱地所グループが直接人権への負の影響を助長していない場合でも、その事業またはサービスを通じて、三菱地所グループのビジネスパートナー、またはそのほかの関係者が人権への負の影響と直接つながっている場合、人権を尊重し、侵害しないよう、ステークホルダーと協力しながら改善に努めていきます。

今回の「三菱地所グループ 人権方針」の制定と同時に、役職員の行動指針を定めた「三菱地所グループ 行動指針」の改定や、「消費者志向自主宣言*」の制定を行い、今後も社会の一員としての責任を果たすよう努力していきます。

※「消費者志向自主宣言」とは

2016年に発足した消費者庁を事務局とする「消費者志向経営推進組織」が中心となり、消費者志向経営の普及の一環として(1)消費者志向経営を行うことを自主宣言する (2)宣言に基づいた活動実績をWEB等で報告する (3)優良事例の公表や表彰を実施する、という活動が行われており、当社グループも事業者団体の一員として宣言を行うもの。

消費者志向自主宣言（抜粋）

私たちはまちづくりを通じて社会に貢献することを基本使命とし、お客さまひとりひとりの声に誠実に耳を澄ますことで真に求められる価値を創造していきます。

私たちは、お客さまをはじめ取引先、株主・投資家、地域社会などさまざまなステークホルダーとの対話を重視し、いただいた意見や気づき、学びを全グループ社内で共有し、今後の活動や取組みに反映します。

私たちは、誠実・信頼、顧客志向の好取組事例や成功体験を全グループ社員から幅広く募集、選考、表彰を行います。そしてその表彰事例を全グループ社内で共有することで、お客さまから信頼され、評価される企業グループを目指します。